

## ○南伊豆町空き家バンク設置要綱

(平成 23 年 5 月 24 日要綱第 14 号)

改正 平成 23 年 10 月 21 日要綱第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南伊豆町における空き家の有効活用を通して、南伊豆町民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクを設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、個人及び法人が所有し、現に利用していない（近く利用しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地、建物の跡地、造成地又は共同住宅の空き室をいう。
- (2) 「所有者等」とは、空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 「空き家バンク」とは、空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等が登録した情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(登録申込み等)

第 4 条 所有者等が、空き家バンクによる空き家に関する登録をする場合は、空き家バンク登録申込書（様式第 1 号）及び空き家バンク登録カード（様式第 2 号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了書（様式第 3 号）を当該申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更申請書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき若しくは登録から2年を経過したとき又は空き家バンク登録取消し願い書（様式第5号）の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク取消通知書（様式第6号）を当該登録者に通知するものとする。ただし、登録から2年間を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者が登録した情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）により町長に申し込むものとする。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認し、適切であると認めたときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了書（様式第8号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(利用登録に係る登録事項の変更)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、既登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消)

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 次条に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。
- (5) 利用登録の申込みから2年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

（空き家バンク利用の要件）

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、南伊豆町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

（空き家バンク利用の申込み等）

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、空き家バンク利用申込書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たす者と認めたときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行うものがあるときは、その者に対しても同様とする。
- 3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行なう者は、遅滞なく当該利用希望者に回答し、町長にその回答内容を報告するものとする。

(交渉等)

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月21日要綱第27号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

空き家バンク登録申込書

[別紙参照]

様式第2号(第4条関係)

空き家バンク登録カード

[別紙参照]

様式第3号(第4条関係)

空き家バンク登録完了書

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

空き家バンク登録変更申請書

[別紙参照]

様式第5号(第6条関係)

空き家バンク登録取消し願い書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 6 条関係)

空き家バンク取消通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条関係)

空き家バンク利用登録申込書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 7 条関係)

空き家バンク利用登録完了書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

空き家バンク利用登録変更申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 9 条関係)

空き家バンク利用登録取消通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

空き家バンク利用申込書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

誓約書

[別紙参照]